



改正下請振興法について

(下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律)

新名称：「受託中小企業振興法」

令和 7 年 8 月 1 8 日
経済産業省北海道経済産業局
産業部取引適正化推進室

目次

1. 現行振興法等の概要
2. 振興法に関連する取組等
3. 改正振興法の内容等

目次

1. 現行振興法等の概要

2. 振興法に関連する取組等

3. 改正振興法等の内容

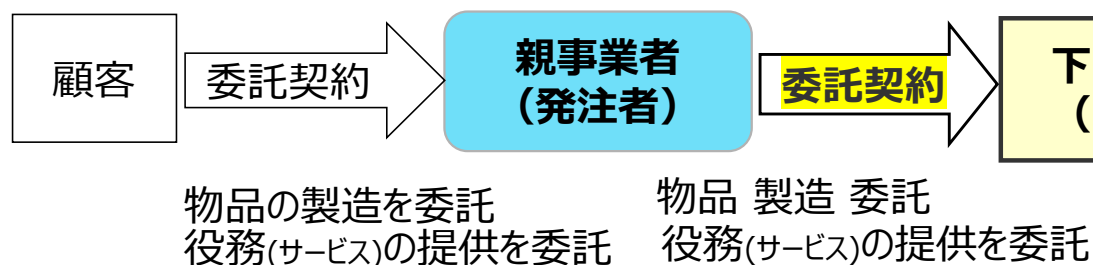
1. 趣旨・目的

- 下請関係を改善し、下請中小企業の振興を図るための法律。

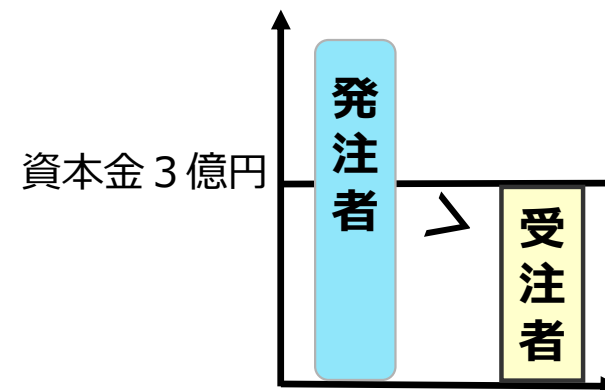
2. 適用対象

- (1) + (2) を満たす親事業者・下請事業者が適用対象。

(1) 委託契約類型 (下請法と同様)



(2) 資本金 (下請法より広い)



3. 具体的な措置

- ① 経済産業大臣が「振興基準」※を定める。

※下請事業者と親事業者のよるべき基準。振興基準に基づき、業界団体は自主行動計画を策定（29業種・79団体）
（例：『『労務費の指針』に沿って十分に協議を行う』、「原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す」等）

- ② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への指導・助言。
- ③ 調査、公表 （例：価格交渉・転嫁の状況の「企業リスト」（延べ985者）を、社名入りで公表）
- ④ 下請企業と親企業が協力して作成する「振興事業計画」について、金融支援。

振興法に基づく「振興基準」について

- 「振興基準」は、振興法に基づき経済産業大臣が定める、委託事業者及び中小受託事業者が「よるべき一般的な基準」
 - 振興基準は、
 - ①振興法に基づく大臣名での「指導・助言」の基準、
 - ②各業界団体（約80団体）が作成する自主行動計画で、振興基準の遵守が謳われ、
 - ③パートナーシップ構築宣言した企業は、「振興基準を遵守する」旨を宣言・公表する
- ことから、発注者の取引方針の適正化に活用しうるもの

受託中小企業振興法（令和8年1月1日施行）

（振興基準）

第3条 経済産業大臣は、受託中小企業の振興を図るため**中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）**を定めなければならない。

（指導等）

第4条 主務大臣は、受託中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、中小受託事業者又は委託事業者に対し、**振興基準に定める事項について、指導又は助言を行うとともに、適切な具体的措置をとるべきことを勧奨するものとする。**

「振興基準」の最近の改正

価格転嫁を促進するため、以下を追記。

⇒ 2024年**3月25日より施行**。

1. 適切な取引対価の決定にあたって「**労務費の指針**」に沿った行動を適切に取る
2. **原材料費やエネルギーコストの高騰**があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする

下請法における「買ったたきの運用基準」の改正（2024年5月）、
「約束手形等の指導基準」の見直し（2024年11月）を踏まえ、以下を改正。

⇒ 2024年**11月1日より施行**。

1. 「買ったたきの解釈」明確化

①コストの著しい上昇分が公表資料から把握可能である場合において、②据え置かれている対価について、下請代金法の運用基準と同様に振興基準においても「買ったたき」と取り扱うよう解釈を明確化。

2. 手形の支払サイト60日の徹底

手形（電子記録債権、一括決済方式を含む）の支払いサイトについては、60日以内とすることを徹底。
（※ 従前の規定では「60日以内とすることを努めるものとする」）

(参考) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

2023年11月29日
内閣官房・公正取引委員会

本指針 の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し**、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

目次

1. 現行振興法等の概要
2. **振興法に関連する取組等**
3. 改正振興法等の内容

各業界団体による自主行動計画の策定

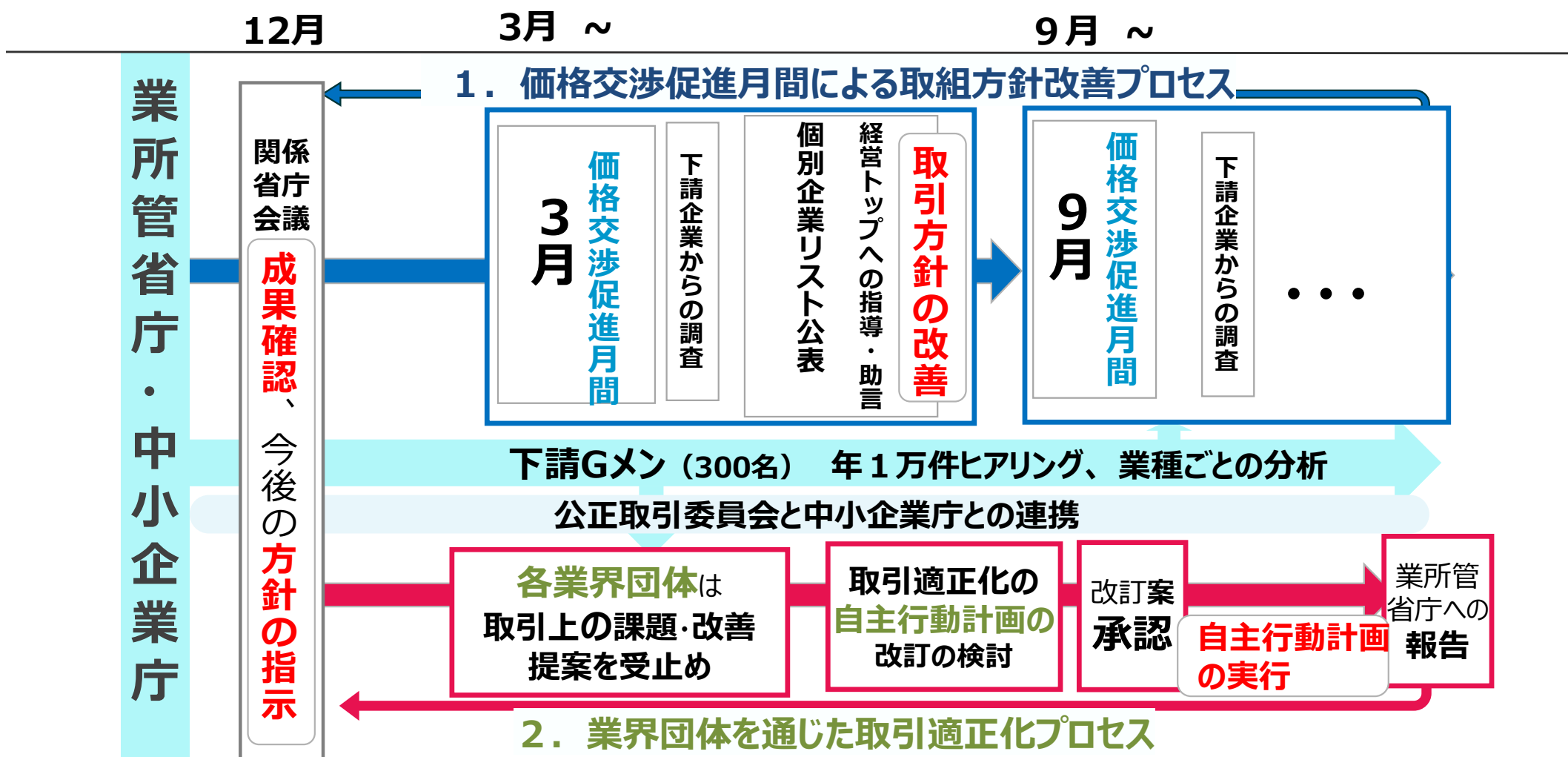
取引適正化に向けた自主行動計画 策定団体 30業種80団体（令和7年6月時点）

自動車（日本自動車工業会／日本自動車部品工業会）、
素形材（日本金型工業会／日本金属熱処理工業会／日本金属プレス工業協会／日本ダイカスト協会／日本鍛造協会／日本鋳造協会／日本鋳鍛鋼会／日本粉末冶金工業会／日本鍛圧機械工業会／日本工業炉協会／日本バルブ工業会）、
機械製造業（日本建設機械工業会／日本産業機械工業会／日本工作機械工業会／日本半導体製造装置協会／日本ロボット工業会／日本分析機器工業会／日本計量機器工業連合会／日本鉄道車輛工業会）
航空宇宙（日本航空宇宙工業会）、
繊維（日本繊維産業連盟／繊維産業流通構造改革推進協議会）、
紙・紙加工（日本製紙連合会／全国段ボール工業組合連合会）、
電機・情報通信機器（電子情報技術産業協会／日本電機工業会／カメラ映像機器工業会／情報通信ネットワーク産業協会／ビジネス機械・情報システム産業協会）、
情報サービス・ソフトウェア（情報サービス産業協会）、
流通（日本スーパーマーケット協会／全国スーパーマーケット協会／日本フランチャイズチェーン協会／日本チェーンドラッグストア協会／日本ボランティアチェーン協会／日本DIY・ホームセンター協会）、
家具・建材・住宅設備（日本建材・住宅設備産業協会／アジア家具フォーラム／日本オフィス家具協会／日本家具産業振興会／全日本ベッド工業会／日本ガス石油機器工業会）、
金属（日本電線工業会／日本鉄鋼連盟／日本アルミニウム協会／日本伸銅協会）
防衛（日本防衛装備工業会）

化学（日本化学工業協会／塩ビ工業・環境協会／化成品工業協会／石油化学工業協会／日本ゴム工業会／日本プラスチック工業連盟）、
警備（全国警備業協会）、
通信（電気通信事業者協会）、
放送コンテンツ（放送コンテンツ適正取引推進協議会）、
トラック運送（全日本トラック協会）、
建設（日本建設業連合会）、
金融（全国銀行協会）、
商社（日本貿易会）、
印刷（日本印刷産業連合会）、
造船（日本造船工業会／日本中小型造船工業会）、
住宅（住宅生産団体連合会）、
広告（日本広告業協会）、
電力（送配電網協議会）、
食品製造業（食品産業センター／酒類業中央団体連絡協議会）、
食品卸売業（日本加工食品卸売協会／日本外食品流通協会／日本給食品連合会／全国給食事業協同組合連合会／全国青果卸売市場協会／全国魚卸売市場連合会）、
飲食業（日本フードサービス協会）、
不動産管理業（マンション管理業協会／日本賃貸住宅管理協会）、
その他のサービス業（全国ビルメンテナンス協会）

取引方針の改善サイクル（個別企業および各業界全体）

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が高騰する中、コスト上昇分をサプライチェーン全体で適切に分担し、中小企業の賃上げ原資を確保するためにも、以下の2つの適正化プロセスを確立し、価格転嫁はじめ取引適正化を継続的に推進。
 - － 1 価格交渉促進月間の推進により、個別企業の取引方針の改善
 - － 2 業界団体を通じ、業界全体での取引適正化



パートナーシップ構築宣言とは

事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。以下 2 点を盛り込んでいる。

- (1) サプライチェーン全体の**共存共栄**と**新たな連携**（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
- (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5課題（※）への取組

※①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止

パートナーシップ構築宣言とは | 宣言するメリット | 宣言の登録 | 会議・イベント | 登録企業リスト | お知らせ | FAQ・お問合せ

パートナーシップ構築宣言とは

大企業と中小企業が共に成長できる
持続可能な関係を構築するために！

パートナーシップ構築宣言とは | 事例集 | 登録方法 | 登録 | 登録企業リスト
現在の登録数
66,273 社

お知らせ 2025.04.25 パートナーシップ構築宣言公表要領「2. 掲載の取りやめ」に基づき、宣言企業1社の掲載を取りやめました。
[公正取引委員会発表](#)

目次

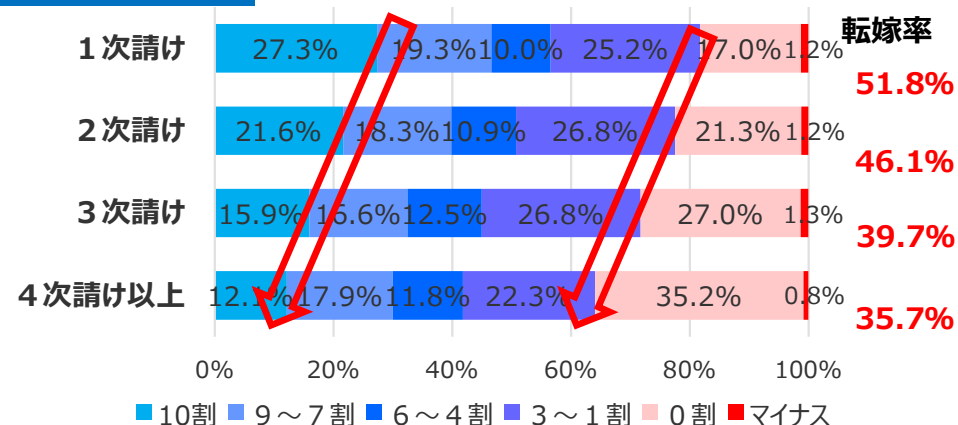
1. 現行振興法等の概要
2. 振興法に関連する取組等
3. 改正振興法等の内容

下請振興法の改正事項の概要①（多段階の事業者が連携した取組への支援）

課題①（サプライチェーンの深層における取引適正化対策）

- サプライチェーンの取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低い。（価格交渉促進月間（2024年9月）結果）
- 直接の取引先を越えて、1つ先、「数次先の取引先まで含めて、価格交渉」しない商習慣。

※受注側企業の取引段階と価格転嫁率

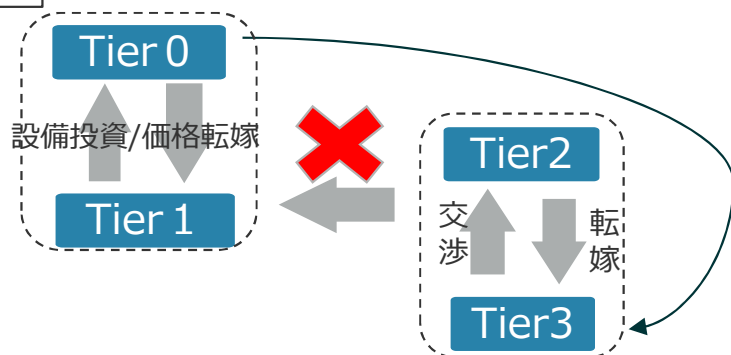


改正内容①（多段階の事業者が連携した取組への支援）

【第5条関係】

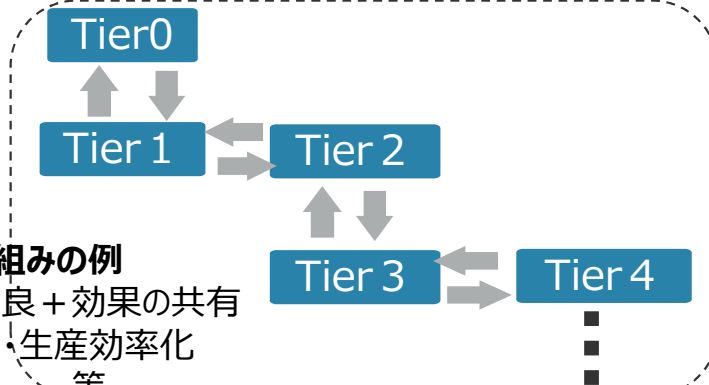
現行法

支援対象の事業計画は、**直接の取引関係のみ**



法改正

直接の取引関係に限らず支援可能に



※事業計画・取組みの例
自動車部品の改良＋効果の共有
製造時間の短縮・生産効率化
保管金型の廃棄 等

- ◆ 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、**2以上の取引段階にある事業者による振興事業計画に対し、承認・支援**できる旨を追加。

⇒ **直接の取引先との関係のみならず、サプライチェーン全体の取引適正化等の取組を促すメッセージ**

下請振興法の改正事項の概要②（国・地方公共団体の責務規定新設）

課題②（地方公共団体における取引適正化対策）

➤ 地方における価格転嫁の推進には、**都道府県毎の取引適正化に向けた取組が重要。**

<取組例>

- ① **パートナーシップ構築宣言**（発注者の立場でサプライチェーン全体の付加価値向上・取引慣行の遵守を宣言。5.8万社）の普及のために**経済団体との協定締結**
- ② 宣言企業への補助金加点等のインセンティブ
- ③ **価格交渉セミナー**の実施

※ **パートナーシップ構築宣言普及に向けた各都道府県の取組**
「第5回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（令和5年12月）」経産省資料



改正内容②（国・地方公共団体の責務規定新設）

【新第23条関係】

- ◆ **地方公共団体は受託中小企業の振興に必要な取組の推進等に努める、国・地方公共団体等が密接な連携の確保に努める**旨を規定。

⇒ **全国津々浦々の価格転嫁を推進**

新たな取組：全国47都道府県に設置されている下請かけこみ寺に寄せられる**中小企業からの声の一層の活用のための連携強化**

下請振興法の改正事項の概要③（主務大臣の権限強化「勸奨」）

課題③（主務大臣による指導助言を受けても改善しない例）

- 下請Gメンのヒアリング結果、価格交渉促進月間における調査結果を受けて、価格交渉・価格転嫁等の状況が芳しくない事業者に対し、主務大臣による指導・助言を実施。
⇒ 取引方針が改善される等、一定の効果あり。
- 他方、何度か指導・助言を受けても、取引方針が改善されない事業者も存在。
⇒ そうした事業者は、改善の意思はあるものの、どのような取組を講じるべきか、具体的な検討が不十分な者あり。

改正内容③（主務大臣の権限強化「勸奨」）

【第4条関係】

- ◆ 主務大臣が指導・助言したものの、状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して、その実施を促す（「勸奨」する）ことができる旨を規定。
⇒ 価格転嫁・取引適正化の実効性を高める。
※下請法違反事業者に対しては下請法に基づき対応。

下請振興法の改正事項の概要④（適用対象の追加）

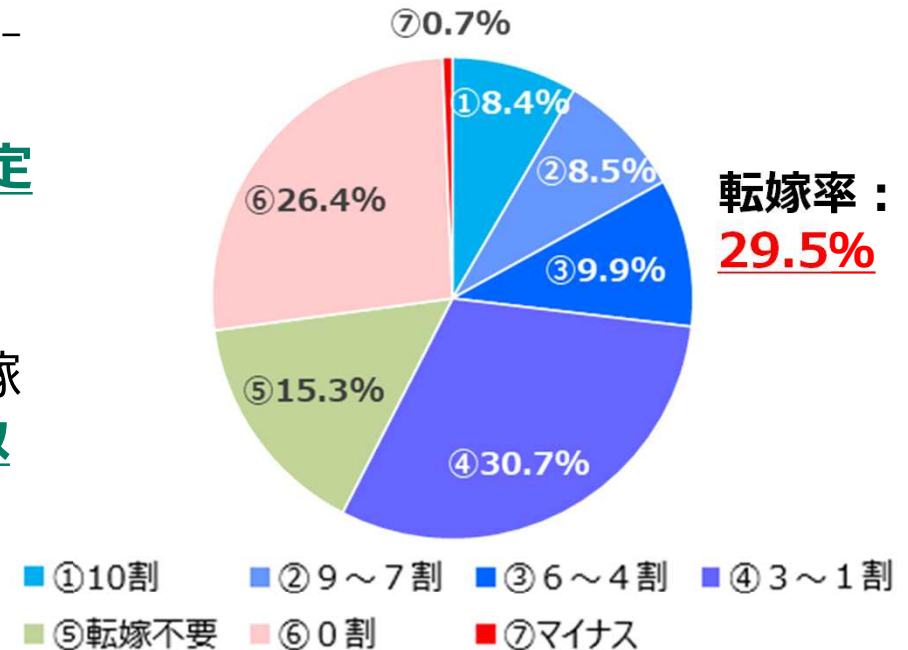
課題④（i 発荷主-元請運送事業者の取引、ii 資本金基準で捉えられない取引の価格転嫁）

- トラック運送の価格転嫁率は全業種で最下位であり（価格交渉促進月間（2024年9月））、商流の源（発荷主-元請運送）から価格転嫁を推進する必要。

⇒ 運賃を交渉で決めるという商習慣を業界で定着させる必要。

- サプライチェーン全体で円滑かつ迅速な価格転嫁を定着させるには、資本金の大小関係がない取引でも価格転嫁を推進する必要。

※トラック運送業の価格転嫁の状況【コスト全般】



改正内容④（適用対象の追加）

【新第2条第1項第6号、第4項、第5項関係】

- ◆ ①発荷主-運送の取引（下請法と同様）②従業員の大小関係がある委託事業者（下請法より広い）を追加。

⇒ 中小企業同士等、下請法の対象外の取引も含めて、支援または指導・助言・勧奨の対象とし、価格転嫁・取引適正化を浸透させる

改正内容⑤（「下請」という用語の改正）

【題名、第1条、第2条等関係】

◆ 「下請」等が含まれる用語を、振興法においても改正する。

「下請中小企業」 ⇒ 「受託中小企業」

「親事業者」 ⇒ 「委託事業者」

「下請中小企業振興法」 ⇒ 「受託中小企業振興法」

法改正をふまえた「振興基準」の改正

1. 振興基準の趣旨・理念の明記

前文で、委託事業者・中小受託事業者**双方が適正な利益**を得て、直接の取引先から**更に先の取引先も含めた**事業者間の協力や、サプライチェーンの**深い層を含む、サプライチェーン全体**で付加価値向上を目指す旨を明確化。

2. 中小受託事業者の利益保護に繋がるよう、「中小受託取引適正化法」の改正の反映や、取引における留意事項の追記

取適法運用基準（通達）に記載の**不適切な取引事例は行わないことや、手形払いの禁止**、サプライチェーン全体での**支払手段の適正化**に努める旨を追記。

また、「契約後に不当な**やり直し・受領拒否が生じないよう**発注内容を明確化」「**発注量が**予定より合理的理由なく**大きな乖離**が生じる場合の、**発注者からの自主的協議**」を促す旨を規定。

3. 振興事業計画の活用促進

複数の取引段階（事業者1→2→3）の事業者による振興事業計画が、支援対象に追加されたことを踏まえ、本計画の活用を促す旨を新たに規定。

4. 振興基準を活用しやすく整理（例：「交渉」に関する規定の集約など）

価格交渉、転嫁を求める立場の**中小受託事業者が活用しやすいよう**、交渉、転嫁に関するルールを集約するなど**構成を整理**。 中小企業が、本基準を**交渉等で活用すべき旨**も明記。

5. 「下請」等用語の改正

「親事業者」→ 「委託事業者」、「下請事業者」→ 「中小受託事業者」 等

ご静聴ありがとうございました。